

消費生活に関する意識調査

現行計画
策定時の
アンケート

【調査ご協力のお願い】

商品やサービスが使いやすく便利になる一方、消費生活のトラブルは以前よりも複雑なものになっています。また、高齢者を狙った悪質商法や犯罪が非常に多くなるとともに、小学生が多額の被害にあうなど、被害者の年齢層も広がっています。

このような状況を踏まえ、本市では消費者自身が複雑な契約、悪質な勧誘に対しての正しい知識を持ち、慎重に対応することで消費生活トラブルや被害を防止できることを目指し、消費生活の安定と向上を目的として「消費者教育推進計画」を策定します。

この調査は、計画策定に先立ち、市民の消費生活に関する意識を調査するもので、市内にお住いの18歳以上の方のうち、無作為に選んだ2,000人の方を対象に実施するものです。調査は無記名とし、ご回答いただいた結果は個人が特定されないよう統計処理をいたします。集計・分析結果を今後の消費生活行政の資料とさせていただくほか、ホームページで公開します。

お忙しいところお手数をおかけして申し訳ありませんが、意識調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成28(2016)年1月

芦屋市

【ご記入にあたってのお願い】

1. 宛名の方がご記入ください。
2. 黒のボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
3. お答えは「1つ」「いくつでも」などの表記に従って、該当する番号に丸印をつけるか□内に☑をつけてください。(一部、記述をお願いする設問もあります。)
4. ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒(切手不要)に入れて2月12日(金)までにポストにご投函ください。
5. この調査資料の利用に当たっては、芦屋市個人情報保護条例の規定に基づき適正に行います。調査内容については、この調査以外の目的に使用することはありません。(集計後は責任を持って、調査票等を破棄します。)
6. この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

芦屋市市民生活部経済課消費生活係 電話 38-2179 / FAX 38-2176

消費生活に関する意識調査

これは、消費生活についての意識調査票です。

英語版の調査票、またはふりがな付きの調査票が必要な場合はご連絡ください。

芦屋市市民生活部経済課消費生活係 e-mail keizai@city.ashiya.lg.jp

Survey on Consumer Lifestyle Awareness

If you need either an English version or a Japanese with *furigana* version of the questionnaire, please contact the office below:

Ashiya City Citizen's Livelihood Department Economics Section

Consumers Affairs Subsection

e-mail keizai@city.ashiya.lg.jp

I あなた（回答者）についてお聞きします。

◆1 あなたの年齢は、以下のうちどれにあてはまりますか。

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	3. 40歳代
4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳代	7. 80歳以上

◆2 あなたの性別は、以下のうちどれにあてはまりますか。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

◆3 あなたは、現在、どちらにお住まいですか。次の中から1つだけ選んで○印を付けてください。

1. 奥山	2. 奥池町	3. 奥池南町	4. 六麓荘町	5. 朝日ヶ丘町
6. 山手町	7. 山芦屋町	8. 岩園町	9. 東山町	10. 東芦屋町
11. 西山町	12. 三条町	13. 翠ヶ丘町	14. 親王塚町	15. 大原町
16. 船戸町	17. 松ノ内町	18. 月若町	19. 西芦屋町	20. 三条南町
21. 楠町	22. 上宮川町	23. 業平町	24. 前田町	25. 清水町
26. 春日町	27. 打出小槌町	28. 宮塚町	29. 茶屋之町	30. 大榭町
31. 公光町	32. 川西町	33. 津知町	34. 打出町	35. 南宮町
36. 若宮町	37. 宮川町	38. 竹園町	39. 精道町	40. 浜芦屋町
41. 平田北町	42. 大東町	43. 浜町	44. 西蔵町	45. 呉川町
46. 伊勢町	47. 松浜町	48. 平田町	49. 新浜町	50. 浜風町
51. 高浜町	52. 若葉町	53. 緑町	54. 潮見町	55. 陽光町
56. 海洋町	57. 南浜町	58. 涼風町		

◆4 あなたと同居しているご家族の構成は、以下のうちどれにあてはまりますか。

1. 1人世帯	2. 夫婦のみ(一世代)	3. 親と子(二世代)
4. 親と子と孫(三世代)	5. その他()	

◆5 あなたの、現在の職業はどの区分ですか？次の中から1つだけ選んで○印を付けてください。

- | | | |
|-------------|------------------|-------|
| 1. 自営・家族従事者 | 2. 会社や組織に雇用されている | 3. 学生 |
| 4. 家事専業者 | 5. 無職 | |

◆6 あなたの現在の状況に当てはまるものをいくつでもお選びください。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. 身体障害者手帳を持っている | 2. 療育手帳を持っている |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳を持っている | |
| 4. 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている | |
| 5. 特定医療費（指定難病）受給者証を持っている | |
| 6. 1から5のいずれにも該当しない。 | |

◆7 地域などで仕事以外の活動をしていますか？次の中からいくつでもお選びください。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 自治会や自主防災会などの活動 | 2. 民生児童委員，福祉推進委員などの活動 |
| 3. 子ども会，PTA活動 | 4. 青少年育成愛護協会，防犯協会等の活動 |
| 5. その他（ | ） |

問3 問2で「⑭ どこにも相談しなかった」と回答した方にお尋ねします。相談しなかった理由は何ですか？次の中からいくつでもお選びください。

- ① どこに相談していいかわからなかった
- ② 相談しても満足のいく回答が得られると思わなかったから
- ③ 自分で解決できたから
- ④ 解決が困難だと思ったから
- ⑤ 被害金額が低いから
- ⑥ 時間がかかると困るから
- ⑦ 自分にも責任があると思ったから
- ⑧ 面倒だから
- ⑨ その他 ()

Ⅲ 消費生活の知識と情報について

問4 芦屋市消費生活センターへの来所や電話での消費生活相談を行っているのをご存知ですか。また、名称やどこにあるか知っていますか？

- ① 相談ができること、名称、場所をすべて知っている
- ② 相談ができることは知っているが、名称、場所は知らない
- ③ 名称、場所は知っていたが、相談ができると知らない
- ④ 名称のみ知っている
- ⑤ 知らない、わからない

問5 消費生活センターでは消費生活についての図書、資料の閲覧や貸出しを行っていますが、利用したことはありますか？

- ① 利用したことがある
- ② 閲覧や貸出しを行っていることは知っていたが利用したことがない
- ③ 閲覧や貸出しを行っていること自体を知らなかった

問6 消費生活センターでは健全な消費社会実現に向け、セミナーを始めさまざまな事業を実施していきますが、どのような内容であれば参加したいですか？次の中からいくつでもお選びください。

- ① 訪問販売や通信販売などの注意点について
- ② 契約についての基礎知識
- ③ 詐欺的な悪徳商法の手口など
- ④ クレジットカード、電子マネーなど金融の仕組みについて
- ⑤ 電化製品などの事故について
- ⑥ 食品の安全について
- ⑦ 環境に配慮したグリーン購入について
- ⑧ 手助けが必要な高齢者、障がいのある方、子どもを守るための対策
- ⑨ 新しい洗濯表示などの最新の商品知識
- ⑩ その他 ()

問7 消費生活の知識について、あなたはどの時期に知るのがいいと思いますか？次の中から1つお選びください。

- ① 小学生の時に学校で
- ② 中学生の時に学校で
- ③ 高校生の時に学校で
- ④ 社会人になったばかりのとき勤務先の研修で
- ⑤ 社会人になってから地域の集まりなどで
- ⑥ その他 ()

問8 平成29年4月1日以降、18歳で参政権が得られるようになりますが、18歳到達時点でどのような消費生活に関する知識を得ておくべきだと思いますか？①～③に該当するものに1つずつ○をつけてください。

	消費生活に関する知識												
	お金の計画的な使い方	商品や品質表示	商品の安全に扱うための決まり、洗濯・リサイクル等のマ	食の安全・安心	契約の意味や仕組み	情報通信(インターネット・携帯電話等)を適切に活用できる基礎知識	個人情報保護についての基礎知識	トラブルの事例と対策	クレジットカード、電子マネー等金融の仕組み	訪問販売や通信販売などの注意点	詐欺的な悪徳商法の手口と対策	手助けが必要な高齢者、障がいのある方、子どもを守るための知識	その他
記入例<あみかけ部分>													
①最も大切だと考える知識					○								
②2番目に大切だと考える知識									○				
③3番目に大切だと考える知識							○						
①最も大切だと考える知識													
②2番目に大切だと考える知識													
③3番目に大切だと考える知識													

その他 (具体的に) ()

問9 あなたは消費生活の情報をどのような方法で受け取りたいと思いますか？①～③に該当するものに1つずつ○をつけてください。

	消費生活の情報を受け取る方法															
	市の広報紙「広報あしや」	市のホームページ・まちナビ (サンテレビデータ放送)	市の掲示板	自治会・マンション管理組合 などの掲示板	消費生活センターなどの相 談窓口	会	市民センターなどでの講演	SNSなど	地区集会所などでの研修会	チラシ	生活情報誌、パンフレット、 チラシ	学校での講演や授業	配布	学校での啓発チラシなどの	芦屋市のイベント	その他
①最も受け取りたい方法																
②2番目に受け取りたい方法																
③3番目に受け取りたい方法																

その他（具体的に）

()

IV 被害の防止、見守りについて

問10 悪質商法などの手口も巧妙化し、高齢者、障がいのある方、社会経験の浅い若者が被害にあうケースが多発しています。このような被害を防ぐために、どのようなことが大切だと思いますか？①～③に該当するものに1つずつ○をつけてください。

	被害を防ぐための方法											その他
	家族内での教育やコミュニケーション	ニケーション	地域での教育やコミュニケーション	各世代に合わせた学校教育や生涯教育	道	マスメディアによる報	地域での見守り	取引や売買に関する規制強化	行政からの情報発信	消費者と行政、企業等の連携	防犯サイト等での緊急情報発信	
①最も大切だと思う方法												
②2番目に大切だと思う方法												
③3番目に大切だと思う方法												

その他（具体的に）

()

問 11 地域での高齢者，障がいのある方，子どもの見守りにあたり，必要なサポートは何ですか？次の中からいくつでもお選びください。

- ① 最新情報の提供
- ② 定期的な研修や意見交換会
- ③ 資料や啓発グッズの提供
- ④ 消費生活活動を行う団体の支援
- ⑤ その他（）

問 12 その他消費生活に関するご意見があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で2月12日（金）までにご返送ください。